

東京都の動物殺処分を公表しないことに反対する意見書

2019年9月10日

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁
東京都知事
小池百合子様

大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル4階

THEペット法塾代表 弁護士植田勝博

TEL06-6362-8177、FAX06-6362-8178



知事におかれては、動物愛護の政治姿勢にて行政を運営されていることを高く評価します。

意見の趣旨

朝日新聞（2019/5/28、太田匡彦記者）の記事の事実によれば、東京都の場合、2019年4月に、2018年度に「犬猫殺処分ゼロ」を達成したと発表しておられますが、譲渡するのが不適切であると分類した犬猫146匹を殺処分し、収容中にケガや病気で死んだ犬猫は211匹いた。小池百合子都知事が「犬猫の殺処分ゼロ」の目標を立てたことを理由に、東京都では2016年度に発表した15年度分からこのような分類・集計方法を採用したとし、その理由は、東京都環境保健衛生課によれば、「すべての殺処分をゼロにすることは不可能」だとして変更したとのことであるが、殺処分事実を隠蔽して、殺処分動物をヤミに葬り、時代錯誤とも言うべき、誤った事実を発表をして、国民、都民に誤解を与え欺く行為であります。

このような虚偽的発表に反対し、日本の行政の信頼性の確保と動物殺処分をヤミに放り込まないご処理をお願い申し上げます。

※ご参考までに、当団体が2019年8月30日付環境大臣と犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟会長に提出しました「動物殺処分を公表しないことに反対する意見書」を同封致します。